

伊佐市行政改革大綱【後期】(案) について

平成 26 年 答申書

平成 26 年 11 月

伊佐市行政改革推進委員会

目 次

答申にあたって	P 1
第1章 基本方針	P 2
第2章 具体的方策	P 2
1 市民に信頼され、多様な地域団体と協働する行政経営への推進	P 2
(1) 事務事業の見直し	P 2
(2) アウトソーシングの推進	P 2
(3) 地域協働の推進	P 3
(4) 行政経営の公平さと透明性の向上	P 3
2 持続可能な財政基盤の確立	P 3
(1) 財政の健全化	P 3
ア 歳入の確保	P 3
イ 物件費及び人件費の削減	P 3
ウ 補助金等の整理合理化	P 3
エ 公共工事のコスト削減	P 3
(2) 公共施設の統廃合と有効活用	P 3
(3) 財政運営・予算編成の適正化	P 3
3 迅速かつ的確に対応する組織・機構の見直し	P 4
(1) 組織・機構の効率化	P 4
(2) 人材育成と職員の意識改革	P 4
第3章 伊佐市行政改革推進委員会	P 5
1 委員名簿	P 5
2 設置要綱	P 6
3 開催状況	P 7
4 引用資料	P 8
(1) 第8回伊佐市行政改革推進委員会	P 8
(2) 第9回伊佐市行政改革推進委員会	P 8
(3) 第10回伊佐市行政改革推進委員会	P 8
(4) 参考データ	P 9
5 その他の意見	P 9
【会議録】	
・ 第8回伊佐市行政改革推進委員会	P 13
・ 第9回伊佐市行政改革推進委員会	P 15
・ 第10回伊佐市行政改革推進委員会	P 22
・ 第11回伊佐市行政改革推進委員会	P 24

答申にあたって

伊佐市では、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間で推進期間とした『伊佐市行政改革大綱』を策定し、これに基づく『伊佐市集中改革プラン』により、様々な行財政改革に取り組まれてきました。

平成 26 年 2 月 28 日には、第 8 回伊佐市行政改革推進委員会が開催され、市の財政状況と『伊佐市行政改革大綱』の前期の成果について説明がされました。

平成 26 年 8 月 5 日、伊佐市長から伊佐市行政改革推進委員会に『伊佐市行政改革大綱』を見直すにあたり、平成 27 年度からの大綱【後期】(案)について諮問を受け、全 3 回の審議を行いました。

また、行政改革大綱の実施項目・内容をうけて策定する集中改革プランについて審議し、承認しました。

これまでの行政改革の取り組みについては、一定の評価をするものの、著しい人口の減少・依然として厳しい経済状況の中で、税収の大幅な増加は見込めません。さらに、平成 28 年から 5 年間は合併特例が段階的に減額されることに伴い地方交付税は減少し、市の財政状況はさらに厳しさを増すことが予想されます。

これにより、これからの行政には時流の変化に柔軟に対応できるよう効果的・効率的な行政経営が求められます。事務事業・組織機構の見直しや地域協働の推進、財政の健全化など、徹底した行財政改革を行うことで、応えていく必要があります。

伊佐市行政改革推進委員会では、こうした取組みを踏まえ「住みよさランキング 2014」で県内 1 位となった評価を維持・拡大し、「住みたい・住み続けたい」と思える伊佐市になれるよう審議した結果、全体的に市民にわかりやすい表現を求めるとともに、審議過程における意見等を考慮されるよう提言するほか、大綱(案)についてはおおむね妥当であるとの結論に達しましたので、ここに答申します。

この答申書が『伊佐市行政改革大綱【後期】』に寄与し、新しい大綱のもとに今後も積極的に行政改革を推進し、伊佐市の発展につながることを強く期待します。

なお、これに基づく行政改革の実施については、伊佐市集中改革プランの進捗状況を市民に定期的に公表し、適宜内容を改善するよう申し添えます。

平成 26 年 11 月 20 日

伊佐市行政改革推進委員会

*「住みよさランキング 2014」…「東洋経済新報社」(H.26.7.16 発行) 参照

第1章 基本方針

** 全体像について **

- ・今回は、平成22年度に策定された大綱の見直し作業になるので、加除訂正が必要な部分については修正すること。
- ・基本方針については、3つあるので「3つの基本方針」とすること。
- ・「行政改革」という言葉を付けるのか付けないのか、統一すること。
- ・基本方針-1の『市民に信頼され、多様な主体と協働する行政経営』については、「行政経営」で言葉が切れているので、文言を入れること。「多様な主体」とは、NPO法人やボランティア団体等のことであると思うので、「多様な地域団体」と修正すること。
- ・基本方針-3の『行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構』についても「組織・機構」で言葉が切れているので、文言を入れること。
また、タイトルが長すぎるので検討すること。

第2章 具体的方策

** 全体像について **

- ・3つの基本方針にぶら下がる具体的方策について、全体的な構成の整合性がないように感じるので、検討すること。
- ・第2章 具体的方策の次にいきなり「1 市民に信頼され、多様な主体と協働する行政経営」がきているが、具体的方策がどういうものなのか説明をしなければ、市民が見た時に何が言いたいのかよく見えないので説明を加えること。
- ・「PDCAサイクル」等の手法を取り入れながら実行することだが、今後もこのサイクルに基づき、伊佐市集中改革プランの見直し及び行政経営に反映すること。

1 市民に信頼され、多様な地域団体と協働する行政経営への推進

(1) 事務事業の見直し

先進的な事例として「クラウドサービス」が伊佐市でも既に実施されているようだが、これを拡張すると業務改善につながるので、引き続き取り組むこと。

また、新たな仕組みである「社会保障・税番号制度」導入が求められているが、市民サービスが低下しないよう事務改善にも取り組むこと。

(2) アウトソーシングの推進

市の保有する施設において、民営化とコミュニティセンター等をはじめとする指定管理者制度は実行されているようだが、残っている施設についても課題を検討しながら推進すること。

(3) 地域協働の推進

NPO法人やボランティア団体等が積極的に参画できる仕組みづくりはできていると思うので、引き続き推進すること。(参考データ：『ア 市における既認証法人数』)

(4) 行政経営の公平さと透明性の向上

今後も積極的にわかりやすい情報を提供すること。

2 持続可能な財政基盤の確立

(1) 財政の健全化 (参考データ：『ウ 物件費』『エ 定員計画と人件費の推移』

『オ 経常収支比率の状況』『カ 歳入・歳出決算額』

『キ 一般財源の状況』『ケ 伊佐市の財政状況』)

ア 歳入の確保

新たな財源の確保として、市外にお住まいの方々及び関係者等に「ふるさと納税」(ふるさとに対する応援寄附金)を奨励するとともに、寄附のお礼としての贈り物については、伊佐の農畜産物を最大限活用し、地域の活性化につながるよう推進すること。

イ 物件費及び人件費の削減

「適正な定員管理」や「給与等の適正化」は、基本方針-3の『行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構』であったが、該当項目が的確でないの見直すこと。

また、市がこれまで定員計画と人件費の削減に取り組んだ結果を図や表にし、わかりやすくすること。

物件費・人件費の削減を検討する上で、人口減少に対応することは重要であるが、これにより市民サービスの低下を招かぬよう配慮すること。

ウ 補助金等の整理合理化

『伊佐市補助金見直し指針』により、定期的に補助金を見直すこと。

エ 公共工事のコスト削減

公共工事の発注については、総合評価方式などの発注方式によるコストの削減を検討すること。

また、「地域経済への波及効果に配慮しながら、工事のコスト削減を図る」とあるが、地元企業でも機能・品質を担保できるのであれば、地元を優先するなど考慮すること。

(2) 公共施設の統廃合と有効活用 (参考データ：『ク 公共施設の状況』

『伊佐市公共施設見直し指針』により、「維持管理費の無駄の削減」と「将来の更新事業費の抑制」を検討すること。

(3) 財政運営・予算編成の適正化

予算編成については、当初予算のヒアリング等を一般公開しているので今後も継続すること。

3 迅速かつ的確に対応する組織・機構の見直し

(1) 組織・機構の効率化

「事務事業」という言葉を数えたら200以上ある。「人は減らす・事業は減らない」というのが難しいところである。今後、どのようにして事業を減らしていくのか現状と課題を把握すること。

また、組織・機構の見直しにおいては今までも十分議論はされてきていると思うが、今後も更なる職員数の削減を踏まえたスリム化・効率化が必要であると思うので、検討すること。

(2) 人材育成と職員の意識改革

福利厚生事業については、「給与等の適正化」の項目に含まれているが、「財政の健全化」に含めるべきだと思うので検討すること。

また、職員の資質向上についてグループ研修も行われているが、レポート提出だけで終わっているのではないか。実際研修に行った事を評価するディベート・ディスカッション等されていないのであれば、研修の目的を明らかにしその成果を反映させること。

第3章 伊佐市行政改革推進委員会

1 委員名簿

役職名	区 分	所属団体等	氏 名
会長	商工業代表	伊佐市商工会会長	内村 募
副会長	学識経験者	九州水道コンサルタント(株) 専務取締役	尾崎 智
委員	地域代表	大口地区地域審議会代表	川越 正章
委員	地域代表	菱刈地区地域審議会代表	周防原 一雄
委員	金融機関代表	鹿児島興業信用組合 大口支店	米倉 英行
委員	企業代表	大口酒造(株) 代表取締役社長	向原 英作
委員	農業団体代表	北さつま農業協同組合 代表理事常務	猩々 義秋
委員	医療関係代表	伊佐医師会会長	黒島 一直
委員	農林業代表	指導農業士	大塚 聖作
委員	教育関係代表	伊佐市 PTA 連絡協議会会長	松下 和美
委員	福祉関係代表	地域活動支援センターあけぼの 相談支援専門員	岩永 瑞代
委員	学識経験者	堂崎「馬舎」	平江 いずみ

(敬称略・順不同)

2 設置要綱

平成 21 年 6 月 19 日

伊佐市行政改革推進委員会設置要綱

告示第 96 号

改正 平成 26 年 3 月 25 日告示第 42 号

(設置)

第 1 条 行政改革を推進するに当たり、有識者等の意見等を反映させるため、伊佐市行政改革推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、伊佐市行政改革推進本部の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 行政改革大綱策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、行政運営の改善に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 推進委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(平 26 告示 42・一部改正)

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日告示第 42 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 開催状況

会議	開催日	主な議題
第8回	平成26年2月28日(金)	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付…引用資料(1)配付・市の財政状況について・伊佐市集中改革プラン進捗状況について・伊佐市集中改革プラン【後期】の策定について
第9回	平成26年8月5日(火)	<ul style="list-style-type: none">・委員変更による委嘱状交付(2名) …引用資料(2)配付・伊佐市行政改革大綱について(諮問)・後期集中改革プラン策定スケジュールについて・伊佐市行政改革大綱修正(案)について・後期集中改革プランの策定方針について
第10回	平成26年10月30日(木)	<ul style="list-style-type: none">・伊佐市行政改革大綱【後期】修正(案)について …引用資料(3)配付・伊佐市集中改革プラン比較表について・伊佐市集中改革プランの実施項目一覧について
第11回	平成26年11月19日(水)	<ul style="list-style-type: none">・伊佐市行政改革大綱【後期】修正(案)に係る答申書(案)について

4 引用資料

(1) 第8回 伊佐市行政改革推進委員会

- ア 伊佐市行政改革推進委員会設置要綱（平成21年6月）
- イ 行政改革推進本部設置規程（平成21年7月）
- ウ 伊佐市集中改革プラン実施項目一覧（平成22年度～平成26年度）
- エ 平成26年4月の組織再編について
- オ 後期集中改革プランの策定スケジュール
- カ 市の財政状況について[その1]【11頁】（財政課作成）
- キ 市の財政状況について[その2]【16頁】（財政課作成）
- ク 平成26年伊佐市当初予算の概要【22頁】（財政課作成）
- ケ 平成26年度第8回行政改革推進委員会～財政課説明資料～【28頁】
- コ 平成22年度～平成24年度 伊佐市集中改革プラン進捗状況【12頁】
- サ 伊佐市行政改革大綱（平成23年1月）
- シ 伊佐市集中改革プラン（平成23年1月策定）
- ス 平成24年度主要な施策の成果説明書（各課の主な事業の成果説明編）【114頁】
- セ 公の施設使用料の見直し指針（平成23年11月）
- ソ 伊佐市アウトソーシング推進指針（平成24年6月）
- タ 伊佐市公共施設見直し指針（平成24年6月）
- チ 伊佐市補助金見直し指針（平成25年6月）
- ツ 伊佐市イベント見直し指針（平成25年6月）

(2) 第9回 伊佐市行政改革推進委員会

- ア 伊佐市行政改革大綱・伊佐市集中改革プラン策定フロー図
- イ 平成22年度～平成25年度 伊佐市集中改革プラン進捗状況【13頁】
- ウ 伊佐市行政改革大綱 後期修正（案）（平成27年3月）【11頁】
- エ 伊佐市集中改革プラン（案）の策定方針：前期／後期比較表【9頁】
- オ 伊佐市行政改革推進委員会の推進体制
- カ 行政改革大綱及び集中改革プラン策定 スケジュール
- キ 伊佐市集中改革プラン【前期】実施項目の評価

(3) 第10回 伊佐市行政改革推進委員会

- ア 伊佐市行政改革大綱【後期】修正（案）改-1[平成27年3月]【9頁】
- イ 伊佐市集中改革プラン前期／後期比較表【10頁】
- ウ 伊佐市集中改革プランの実施項目・前期／後期比較表【1頁】

(4) 参考データ

- ア 市における既認証法人数（鹿児島県権限移譲プログラムに基づく個別協議資料より抜粋）
- イ ふるさと納税の状況（平成21年～平成25年決算統計資料より抜粋）
- ウ 物件費（平成21年～平成25年決算統計資料より抜粋）
- エ 定員計画と人件費の推移（定員（財政）計画【平成21年9月作成】より抜粋）
- オ 経常収支比率の状況（19市決算状況調べより抜粋）
- カ 歳入・歳出決算額（平成21年～平成25年決算書より抜粋）
- キ 一般財源の状況（平成21年～平成25年決算統計資料より抜粋）
- ク 公共施設の状況（財政課提供資料）
- ケ 伊佐市の財政状況（平成25年度決算：一般会計）

5 その他の意見

行政改革推進委員会において提言された意見は、下記のとおりです。

- 「伊佐市行政改革大綱」及び「伊佐市集中改革プラン」の【後期】（案）の策定に関し、最近の社会情勢を踏まえた内容になっているのでしょうか。少子高齢化、人口減少、高齢化社会、財政健全化、地方再生・活性化、過疎対策など、反映されていなければならないと思いますが、それを削除するならそれなりの理由が必要であると思われます。
- 職員の資質向上について、グループ研究も行われているそうですが、レポート提出だけで終わっているのでしょうか。もしもそれだけで終わっているのなら、研修の内容に関するいくつかの部門を集めて発表会・報告会や全体での発表会・提案なども実施されるべきだと思います。

(4) 参考データ

ア 市における既認証法人数

(平成 26 年 8 月末現在)

法人数	各団体の活動分野
9	保健福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化、子ども育成、職業能力、国際協力等

イ ふるさと納税の状況

(単位：千円)

項目	H21	H22	H23	H24	H25
ふるさと納税	1,530	1,460	2,053	3,749	15,595

ウ 物件費

(単位：千円)

項目	H21	H22	H23	H24	H25
物件費	1,317,235	1,441,711	1,380,646	1,287,352	1,258,698

エ 定員計画と人件費の推移

(単位：千円)

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	2,605,654	2,484,869	2,589,368	2,578,458	2,383,370	—
定員適正化計画	317 人	307 人	305 人	299 人	290 人	279 人
職員数	315 人	299 人	293 人	292 人	279 人	273 人

オ 経常収支比率の状況

(単位：%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊佐市	90.8	83.5	85.8	87.1	84.6
県内 19 市 平均値	92.5	87.4	89.5	90.7	89.6

※一般的に 70~80%が適正水準

カ 歳入・歳出決算額

(単位：千円)

項目	H21	H22	H23	H24	H25
歳入総額	16,160,107	17,313,792	16,204,624	16,077,033	16,181,005
歳出総額	15,739,384	16,686,970	15,510,922	15,423,951	15,673,206
歳入歳出差引	420,723	626,822	693,702	653,082	507,799
翌年度に繰り越すべき財源	89,670	140,523	167,027	226,185	174,224
実質収支	331,053	486,299	526,675	426,897	333,575

※『実質収支』…単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すべきことが決まっている財源を引いたもの

キ 一般財源の状況

(単位：千円)

項目		H21	H22	H23	H24	H25
一般財源	地方税	2,937,702	3,062,445	3,106,424	3,023,683	3,180,171
	地方譲与税	232,166	225,274	200,288	187,162	178,382
	地方特例交付金	40,718	47,536	40,439	6,829	7,367
	地方交付税	6,334,469	6,953,950	6,761,584	6,538,493	6,601,163
	普通交付税	5,454,365	5,981,197	5,827,694	5,645,846	5,710,618
	特別交付税等	880,104	972,753	933,890	892,647	890,545
	臨時財政対策債	576,400	814,600	618,000	606,000	621,000
	その他	1,849,927	1,070,025	1,086,282	1,073,276	934,978
	計	11,971,382	12,173,830	11,813,017	11,435,443	11,523,061
特定財源	国庫支出金	2,070,990	1,890,687	1,789,403	1,707,112	1,791,800
	県支出金	1,074,895	1,694,969	1,265,133	1,290,818	1,367,473
	その他	1,042,264	1,552,463	1,334,505	1,643,660	1,498,671
	計	4,188,149	5,138,119	4,389,041	4,641,590	4,657,944
合計		16,159,531	17,311,949	16,202,058	16,077,033	16,181,005

* 『一般財源』…一般財源はいかなる経費についても使用できる収入。

* 『地方交付税』…所得税や法人税などの国税の一部を、地方自治体間にある財源の不均衡を調整し、国民が受ける基本的な行政サービスが住む場所によって差のないようにするため財政状況に応じて交付されるお金

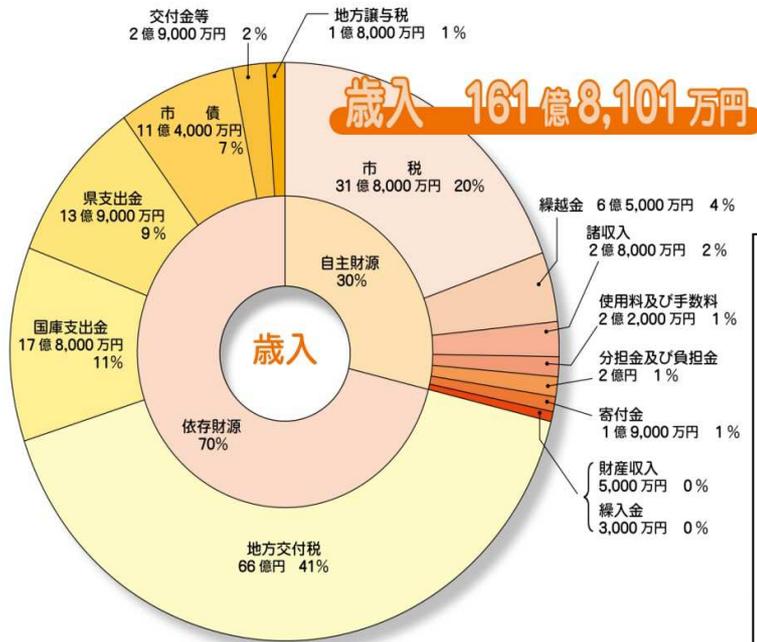
* 普通交付税には、合併算定替（合併特例の上乗せ分）、約6億円を含む。

ク 公共施設の状況

(平成26年9月末現在)

建物棟数合計	耐用年数の状況	
902棟	うち、耐用年数経過建物棟数	454棟
	うち、耐用年数未経過建物棟数	448棟

ケ 伊佐市の財政状況(平成 25 年度決算：一般会計)



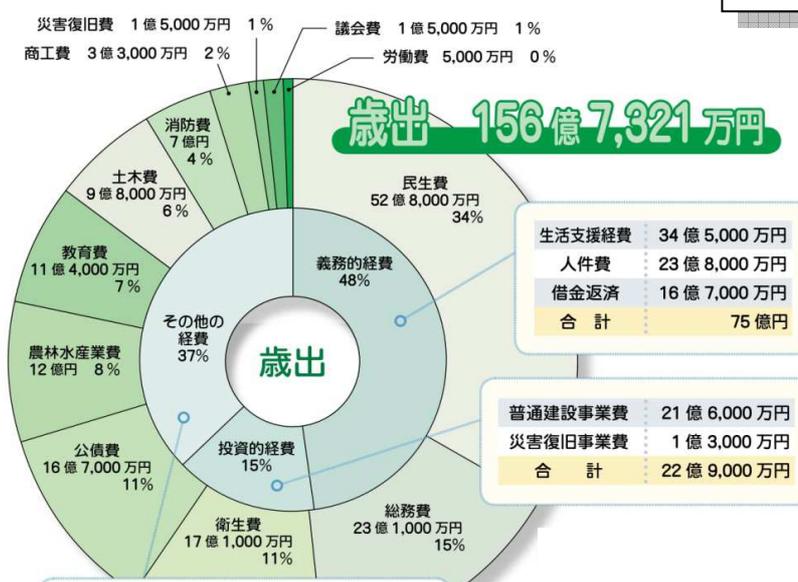
※用語解説※

自主財源 地方公共団体が自主的に収入できる財源

依存財源 国や県から定められた額を交付される財源

市債 財源不足を補うため、国・県や民間の金融機関から借りるお金

国庫・県支出金 市が行う特定の事務や事業に対して、必要な費用の財源として国・県から交付されるお金



生活支援経費	34億5,000万円
人件費	23億8,000万円
借金返済	16億7,000万円
合計	75億円

普通建設事業費	21億6,000万円
災害復旧事業費	1億3,000万円
合計	22億9,000万円

医療会計等への繰出金	17億9,000万円
物件費	12億6,000万円
一部事務組合(未来館等)	10億4,000万円
積立金	9億1,000万円
補助費等	7億3,000万円
維持補修費	1億1,000万円
出資金・貸付金	4,000万円
合計	58億8,000万円

※用語解説※

義務的経費 市の借金や人件費・扶助費(生活支援経費)など、支出しなければならない経費

投資的経費 道路建設などのように、社会資本の形成に向けられる経費

公債費 これまで借り入れた市債等の返済に係る経費

【会議録】

平成 26 年 第 1 回 伊佐市行政改革推委員会（第 8 回）

開催日時 平成 26 年 2 月 28 日（金）13 時 30 分～15 時 25 分

開催場所 大口庁舎 本館 2 階 大会議室

出席者 委員：周防原・福田・向原・猩々・内村・黒島・大塚・岩永・尾崎

総務課長・企画調整課長・財政課長・地域総務課長・福祉事務所長・農政課長・教委総務課長

事務局 西・馬場・川原

▶▶▶▶ 会 次 第 ▶▶▶▶

- 1 市長あいさつ
- 2 委員の委嘱（市長より委員を代表して、周防原委員へ委嘱状の交付）
- 3 委員の紹介
- 4 (1) これまでの経過説明
(2) 伊佐市行政改革推進委員会設置要綱及び伊佐市行政改革推進本部設置規程について
- 5 会長・副会長選出
- 5 会長あいさつ（内村委員）
- 6 議事(事務局説明)
 - (1) 市の財政状況について
 - (2) 伊佐市集中改革プラン進捗状況について
 - (3) 後期集中改革プランの策定について

▶▶▶▶ 協 議 ▶▶▶▶

(1) 市の財政状況について

【委員】 債務負担は市の負担が大きいのでは？

【財政課長】 合併当時 3 億 7 千万円（昨年）あったが、平成 25 年度は 2 億円減り、平成 26 年度の返済は 1 億 9 千万円強であることにより 7～8 千万円下がってきている。将来 7 億円程度残る計算。従って現在は負担が重い、将来は県内トップクラスの軽さになる予定です。

【委員】 いつ頃完済するのか？

【財政課長】 平成 37 年です。

【委員】 参考資料別紙 1 の 5 頁の中ほどにある市道の整備事業は沢山あるのか？申請対策整備道路事業が沢山あるのなら早くしてもらいたい、市民からしてみれば早く進めて欲しい。

【財政課長】 申請対策につきましては、「轟線・大口病院の先の所、大道一下青木線」などは場所を分けて、平成 24 年度の交付金を使って計画的に進めている。今後についても農林高校の国本会の土地を田中に購入しましたが、周辺の土地も浸水しているので汚水対策も整備を進めていく予定です。

【委員】 職員の数を減らすには、退職者の数に合わない数を採用しないということとなると、

将来的に年齢構成がおかしくなるのではないかと？

【財政課長】 参考資料2の2頁のグラフ左上に書いてある10年後人口1万人当たり86.86人と設定しておりました。それに基づき計算した一般会計の数字が225人となっております。

伊佐市は地方交付税に40%近く依存しているため、算出する職員の数が人口に比例する。人口が減るということは、職員の数を減らざるをえないということになる。平成33年の交付税がきたときの職員数を計算すると250人となるので非常に厳しい状況になるため早めの対応をしている。職員の数を減らすことは退職者数より採用者数を減らしている。

【委員】 将来年齢構成がおかしくなるのでは？

【財政課長】 今現在採用しているので、採用幅も30歳ぐらいで技術職者も学卒だけでなく中途採用もしているが、平成17年から平成20年の頃は採用を控えたため大きく職員数が崩れていますが結果的に寸胴になる形で採用してある。

【委員】 臨時職員は職員に入りますよね？賃金は人件費であるか？後、何人いるのか？

【総務課長】 80人ぐらいでしょうか。

【財政課長】 人件費についての質問では参考資料2の3頁に書いてあります、人件費の総額が平成20年は29億円、一般職が19億円、平成26年について人件費25億円、職員の人件費14億円、人件費総額4～5億円落ちている。総人件費が4億円・職員人件費が5億円それぞれ落ちている。人件費の中にある議員の人件費は減ったように見えるが、退職関係の負担金が増えたのでトントンである。議員数は減ったが、人件費はトントン。旧式では臨時職員という形で雇っていたが新式では嘱託職員と形を変え1億円増えている。今は専門的な技術を求められることが多いため賃金は、最高22～23万円支払っている。仕事内容に応じて14～15万円から22～23万円というひらきがあるようにしている。

【委員】 汚泥センターの建設が予定されているが、どのくらいかかる予定ですか。

【財政課長】 汚泥センターについては、26億9千100万円程度、橋の傷み具合が厳しい長寿命化計画を立てております。10年間で16億円。町営住宅の長寿命化では10年間で15億円。汚泥センターで8億円。過疎道路、菱刈小学校・大口中学校の建て替えも計画しております。大口庁舎の建設ということでは想定で33・34年の2年間で20億円。田中の多目的は整備するだけで8億円。その他の建物等改修工事計画も10・15年と立てていかなければならない。

(2) 伊佐市集中改革プラン進捗状況について

(3) 後期集中改革プランの策定方針について

(特に意見もないので会議終了)

【企画調整課長】 本日は、ありがとうございました。

▶▶▶ 閉 会 ▶▶▶

【会議録】

平成 26 年 第 2 回 伊佐市行政改革推委員会（第 9 回）

開催日時 平成 26 年 8 月 5 日（火）13 時 30 分～15 時 40 分

開催場所 大口庁舎 本館 2 階 第 1 会議室

出席者 委員：川越・周防原・米倉・向原・内村・黒島・大塚・岩永・尾崎

総務課長・企画政策課長・財政課長・地域総務課長・福祉課長・農政課長・教委総務課長

事務局 西・川原・高橋

▶▶▶▶ 会 次 第 ▶▶▶▶

- 1 市長あいさつ
- 2 委員の委嘱（市長より変更のあった委員へ委嘱状の交付）
- 3 委員の紹介
- 4 平成 25 年度集中改革プラン進捗状況について
- 5 会長あいさつ（内村委員）
- 6 議事(事務局説明)
 - (1) 後期集中改革プラン策定スケジュールについて
 - (2) 行政改革大綱 修正（案）について
 - (3) 後期集中改革プラン（案）の策定方針について

▶▶▶▶ 協 議 ▶▶▶▶

平成 25 年度集中改革プラン進捗状況について

【委員】 過年度分の滞納者の差し押さえとかをされているのか？

保育料の徴収について、全ての納付誓約書に連帯保証人を付けているとあるが、連帯保証人に対しての請求があったのかどうか？

【財政課長】 市税の滞納者については、交渉しましてその日にもらうようにしているが、都合により納付が遅れたりした場合、給与や生命保険を掛けてあれば生命保険の差し押さえをする等の税金の調査を行っている。件数までは今、資料を持っていないので分からないが、そのような対策を行っている。

【福祉課長】 連帯保証人を付ける体制が整ったということで、保証人への請求は今のところない。

【委員】 滞納者が保険税を払わないと保険証が発行してもらえないよってことぐらいしか分からないのですが、私は相談支援事業所に勤めており、高齢者や精神障害者は市役所からの通知を理解できず破棄してしまう場合があったり、収入がないのに何故税金を払わないといけないのかという人もいます。センターの職員が市との間に入って月 5000 円ずつ支払を行っている入居者もいます。滞納者の中には、払わない人もいますが、分からなく

てずっと貯まって払えない人もいると思う。誰かに相談できると良いのですが、相談することもできない人もいる。個人情報保護条例があるので、滞納者の中にはそういう人もいるので、滞納者が増えないように少しでも払ってもらえるような手段はないのかなと思いました。

市営住宅の入居のお手伝いもすることがあるが、二人保証人が必要ということで、探して入ったりすることもあります。分割で収めたいという人もいると思うが、支払う相談に乗ったりもしてもらえるのか。

【財政課長】 滞納対策については、督促状であるとかまず書面で通知して、税務課としては電話連絡をして内容を説明して、まず理解をしていただいて、なぜ税金が発生したのか御理解いただいた上で、少しでも滞納者が増えることを防いでいる。全額の支払いが難しい人に対しては、分割で支払うことも進めている。それでも支払っていただけない場合は、給与の差し押さえとかも発生するかもしれないが、まず相談してもらえたらと思う。

【委員】 『ふるさと納税』の状況と地方交付税の合併特例がぼちぼち切れて、その分カットされると思うが、伊佐市としてはどのぐらいインパクトがあるものなのか教えていただきたい。

【財政課長】 『ふるさと納税』についてですが、現在PR課で担当している。専任は1人であるが、交流PR第1係に職員が4名いるので、助け合いながら事務を行っている。平成23年度200万円、平成24年度370万円、平成25年度1500万円、寄付をいただいている。平成26年度は今現在（8月）で1,500万円を超えているので、年度末には3000万を超えるのではないかと考えている。

1万円寄付をいただいたら半分の5000円をお返しするというので、伊佐米や黒豚をお渡ししている。半分は伊佐市に残り、お返しの財源も市の業者で対応しているので、伊佐市に寄付していただくということになる。

地方交付税についてですが、旧大口市と旧菱刈町で合わせた分を交付税としてもらっている。伊佐市としての計算からより差額で約6億円程度多くもらっているので、とても有利な形で措置してもらっているが、これは平成27年度まで。これ以降（平成28年から5年間）は、段階的に減少していき、今後交付税は下がっていく。合併算定替が期限切れになると、伊佐市としては約6億円が減るということになります。

▶市長退席

▶内村委員長あいさつ（席の移動）

(1)後期集中改革プラン策定スケジュールについて

【委員】 この委員会での皆さんの意見は、今日いっぱいということになりますか？

【事務局】 答申案の決定までもう少し時間がかかるとなれば、その間にあと数回委員会を開催する必要がでてくるかもしれません。今回、補正予算であと2回ほど委員会の開催を想定しておりますので、今日で全てを決めるということではございません。

【委員】 それなら良いです、あと1時間で全てを決めるのは不可能だと思ったので。

(2) 行政改革大綱 修正（案）について

【委員】 旧大口市と旧菱刈町の給与についてはどうなったか？「給与制度・運用・水準の適正化を推進します」とありますが、これをなされることは当然なのですが、運用されているものと理解しますが、もしされていないのであれば今後どのようにしていくのか？

【総務課長】 合併後の給与の格差につきましては、調整は終わっております。今後の給与の適正化につきましては、地方公務員法が改正され、平成 28 年 4 月 1 日からから大幅な改革に伴い、人事評価の徹底が求められており、給与にあう職務内容に下さいということになりますので、今後大幅な改革とともに変化していく予定です。

【委員】 全体的な構成の整合性が取れているのか？と思うのですが、3つの基本方針があり、それぞれ出ているが、3つが混合されているのではないのか？それを今ここで言えば時間がなくなるので事務局の方で整合性と文中の階層性と言いますか、基本方針が3つあれば、それぞれの具体策がそれぞれぶら下がらなければならないと思うが、読む限りちょっと場所が的確でないような気がします。

例えば、基本方針の(3)行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構とありますが、その次にいきなり適正な定員管理とか給与の適正化と来ているので、この部分については前の(2)持続可能な財政基盤の確立のところに入る項目なのではないか、位置づけとしては、そうではないのかなと思います。7頁の第2章 具体的方策の次にいきなり1 市民に信頼され、多様な主体と協働する行政運営と入っていますが、具体的方策っていうのがどういうものなのかという説明を入れないと、市民が見た時にここで何を言いたいのかよく見えないと思います。

例えば、具体的な実施項目というのはあとでまた出てくるとありますが、項目は後期集中改革プラン一覧表に明記しますとしないと、いきなり項目が出てきて、これほどこから出て来ているのだろうというような気がしてきます。

目次のところで、言葉の整合性がないように取れるのですが、まず第1章 基本方針のところ、行政改革～の【行政改革】の言葉が入ったり入らなかったり、でも本文を読んでも行政改革が抜けている、目次の文言と文章の文言の整理、第1章・第2章全てですが、再度検討していただけたらということです。その中で目次が抜けていると思われるのが、『2 これまでの行政改革の歩み』の次に『実施項目の取組結果』とあるが、説明していただいた内容を見ると取組結果の前に経過説明があるので、『(1)経過』『(2)実施項目の取組結果』の二つの項目に分かれるのではないかということです。

次の基本方針ですが、確かに3つ基本方針があるので、『3つの基本方針』とはっきりうたっておいた方が良いと思います。あと、【行政改革】という言葉をつけるのか付けないのか、あと、項目の『4 行政改革の推進』がまた漠然としているので、文章を見てみると具体的な推進の期間の策定と体制しかないなので、あっさり並列して並べていただいた方が良いのかなと思います。

第2章の1『市民に信頼され、多様な主体と協働する行政経営』とありますが、行政

経営と書いてありますが、経営ではなく運営ですよ？どちらを使うのが正しいのか分かりませんが、行政経営で途中で切れてますので、そこをどうするのか？変換とかそういう文言を入れた方が良くはないかと思います。もう少し目次を見て具体的に分かるように、『3行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構』と組織・機構で止まっているので、その改革なのか見直しなのか分からないので、ここも言葉を付けるのかよく検討してもらえたらと思います。残りは、時間が余ればまた後ほどということ。

【事務局】 貴重な御意見ありがとうございました。今回の案は、基本的に最初の大綱の中を修正したというレベルですので、抜本的な項目の修正は行っておりませんので、必要な部分につきましては、見直して加除訂正を行える部分につきましては修正していきたいと思えます。

(3)後期集中改革プラン(案)の策定方針について

【事務局】 資料3についてですが、実施項目について後期はこうさせていただきますとまとめたものでございます。左側が平成22年度から平成26年度までで、今回提案するのは、実施項目と実施内容で、承認していただけたら年度別計画を各担当課に立ててもらおうという流れになります。

【委員】 作成された資料を読み上げ提案していただく。

【事務局】 各担当課長若しくは事務局で回答させていただきます。

【事務局】 1 行革プランについては、毎年達成状況について各課に調書を配り調査しております。今回前期の終期が来ましたので、前期がどうだったのかを踏まえて、後期に生かすという予定をしております。これまで通り継続することが必要だと思われるものについては、後期のプランに残してあります。

【財政課長】 2 平成25年度の決算で経常収支比率は84.6%と出ております。前の年と比べると市税の収入の増加、人件費の削減等が原因だと思えます。財政調整基金が現在60億4000万円ほどありますが、公有財産基金が6億8000万円。長期財政計画につきましては、計画書の策定の段階でありまして、年度が進むにつれ御指摘があったとおり交付税の影響であったり市税の影響であったりするので、精査をしまして対応していきたいと思えます。

ホームページに掲載してあるヒアリング結果、ヒアリングを踏まえた総合評価は、県の市町村課、昨年11月・12月に行われた財務局の診断が載せてある。自主財源のところで、市税の収入とその他に何かないかなということで太陽光発電が現在伊佐市でも増えて来ているが、税務課では固定資産の中の償却資産として捉えており、現在70件ほど把握をしている。平成26年度で1700万円ほど。今後増えていくものと思われる。

ふるさと納税の寄付が多くなってきているのでPRをしていきたい。財政調整基金で国債を買っており、利息が320万円ほどある。定期預金よりは良いので今後も基金に積

み立てていく。

【企画調整課長】 3 まだ他にアウトソーシングする施設はないかという図書館・公園・体育施設がまだ残っているが今のところ具体的な想定は、まだ決まっていない。課題を検討しながらという状況である。

4 電子入札については、単に地元優先ということではなく、競争が保たれていれば、地元だけの指名を行える。それについては、土木とか建設とか資格審査を踏まえ、指名を行っている状況である。

【総務課長】 5 人事評価については、地方公務員法の改正に伴い平成 28 年 4 月 1 日より人事評価をしなければならないと定められています。これにより、人事評価については、定期的に行われなければならないことが明記されました。

また、昇格については、試験をするなど、ちゃんとした人事評価に基づいて昇格・承認をすることになっている。

また、能力主義という言葉も入ってきている。大きな目標として、限られた人事・財源を有効活用して、人の財産・人材を高めるということで、ソフトを改正して適正に行われる仕組みを作っていかなければならないということになる。

今までの人事評価については、市長及び人事担当、総務課長、職員係長が調整して昇格をしていたが、定期的に評価していくことになる。評価の仕方については、担当職員を係長がヒアリングをしてレポートとか評価表を出して係長が評価したものを課長が評価して、課長が評価したものを総務課長及び市長がまた評価するという形をとる。降下者に対しては、係長が職員を面談して、目標が達成できていないとか、今まであなたのココが足りないですよということを今後していかなければならない。

評価される人についてレベルが上がるように職員を係長がヒアリングする段階でその評価点については、足りない部分についても評価するという形に今後なっていく。今、現在はこのような仕組みは入っていないので、今後非常に難しくなってくる。課長が評価できるレベルにあるのかというのが難しくなってくる。事例は上がっているが、先進地やモデル団体があがっていて評価シートというのがあるが、何年もかけて出来上がった団体のものをレベルが低く準備ができていない当市はまだ利用できる段階ではないので、準備をしなければならない。

仕事においても、レベルを上げるため、A・B・Cに付けていく。達成目標値においても評価は異なってくるので、市民課での仕事と企画での仕事と同じ頑張り具合でも評価は違ってくるので、そこが同じになるような仕組みを今後考えていかなければならないが、そこまで早急に取り入れられないと思うので、人事評価につきましては、平成 28 年から一部だけでも取り入れていきたいと思っている。

6 職員の資質向上につきましては、レポートをグループウェア上に掲載はしているが、実際行ったことを評価するディベートやディスカッション等はされていませんので、今後何の目標のために研修に行ったのかをそれがどういうことなのかを検討していく必

要があるのではないか。コピーだけでレポートが作り上げられるようでは目標が達成されないので、質問に対しても対応できるように勉強していかなければならない。

電子入札につきましては、長く指名委員会に入っていましたので、地元優先を主にして、地元ができることは地元させ、将来地元が成長する可能性がある事業については地元させる。今回、橋梁関係の事業があるが、技術的にはかなり上のランクの建設隊の方々が来られる。地元におろして2～3年のうちにその資格等を取れるように地元優先をしていく。わなげをしてでも、技量を上げていただきたい。

【委員】 後期集中改革プランの4頁から5頁にかけて、『自主財源の確保』というのがありますが、No.9・No.10・No.11・No.12を1本にまとめた方が良くはないかと思えます。

それと、具体的なプランの項目が3つの基本方針と具体的な施策と階層的に並んでいますか？1番目から見ていって何故これがココに？というのがみられます。

大綱及び集中改革プランについてですが、社会情勢を踏まえた内容が行革に反映されていないかと思えますが、それを削除するなら、それなりの理由が必要であると思われま。

新聞等で話題となっているキーワードが羅網されていますか？ということです。

『住みよさランキング』で伊佐が1位になったのは素晴らしいことですが、1位を維持することは何かと難しいので、今後どういう形で拡大に努めるのか。交付税のところで、長期的な財政計画をお願いしたいと思います。『ラスパイレス指数』という給与水準があって最近よく新聞に出ていますので、市民が納得するため率先して国家公務員より高い給与になっていないのか、キーワードを入れた方が良くはないかと思えます。

次に『コンパクトシティ』について、具体的にこれから人口が減っていく中でどうやって街の経費がかからないようにコンパクトにしていくのが行革の大きなテーマだと思います。伊佐は住みやすくなっているというのに、空き家が散在しているということでは問題になりますので。

公共工事の発注についてですが、発注方式とかコストを削減するのではなく、『総合評価方式』であるとかやり方があると思えますので、率先してやっていただきたいと思えます。

定住促進ということでモデルハウスが伊佐に4件建てられています、PDCAの感覚で実際作ってみて、実際の効果があったのかどうかということです。雇用対策、色々言っても住みたいけど帰っても仕事がないということで、企業誘致という言葉が今まで使われていたけど、これの現状、どういう状況になっているのかということです。

新規事業の開拓で、最近『クラウドサービス』が当市でも既に実施されているようですので、これを拡張するとかかなり業務改善につながるようですので、具体的なクラウドという言葉が大綱に出てきていないので、再度キーワードを検討してもらえたらと思えます。

それと、こういう計画書が市民の方達に理解しやすい内容・文章ですか？ということ

です。かつ、最後に評価しなければならないのですが、評価しやすいためにも具体的な内容・項目になっていないと評価しにくいですので、評価しやすい内容になっているのでしょうか？ということです。具体的であって階層的であってどこも整合性がとれてということで、大綱、基本方針、具体的方策、具体的施策、後期集中プラン一覧この実施項目に付けていただきたいと思います。

最後に事務事業という言葉が数えたら200以上あるので、人は減らす、事業は減らないというのが難しいところではありますが、そこらへんの全体像がどうなっているのか見えないので、どう扱っていくのが事業を減らすのかどうなのかという質問です。参考にさせていただけたらと思います。

【事務局】 今回のプランの内容につきましては、『伊佐市集中改革プラン』にぶら下がっているもので、前段、前の文章というのがありますので、背景等の書き込みをしていく形になるのかなと思います。

今回のキーワードについても前段の中で書いていくのかなと思います。定住促進、モデルハウスの評価など個別評価については、行政評価の活用というくくりの中で、各事業の評価という仕組み、振り返り評価をしていますので、そういう中で対応となります。各事業の評価は、行政評価の仕組みの中で事前評価を行ったり、決算後の自己評価を行って、どうやっていくのかということです。

プランの中では前段の大きなくくりのところを変えていくのかなと考えております。計画書については、階層化が必要であると思われれます。本日お配りした○×△の表がまさに階層化したくくりですので、ここを次の会では皆さんに分かるようにお示しして、大綱とプランがどういうつながりをもって作られているのかお示しできるようにしたいと思います。

【委員】 目次のところで、第2章 具体的方策のところ、『1市民に信頼され、多様な主体と協働する行政運営』とありますが、多様な主体となるとNPOとか団体ですよ、地域の。だから、多様な地域団体ではダメなのかな？ということです。行政用語なのかもしれませんが。

次に『3行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構』のところで、行政ニーズですか？市民ニーズではなくて？文章を読むと内容は市民ニーズになっています、それと、タイトルが長すぎますので、『迅速・的確に対応する組織・機構』で十分なのではないかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。今いただいた意見につきましては、再度事務局で修正を行い、次回の委員会で修正案を提示したいと思います。

(特に意見もないので会議終了)

【企画政策課長】 本日は、ありがとうございました。

▶▶▶ 閉 会 ▶▶▶

【会議録】

平成 26 年 第 3 回 伊佐市行政改革推委員会（第 10 回）

開催日時 平成 26 年 10 月 30 日（木）15 時 00 分～15 時 26 分

開催場所 大口庁舎 本館 2 階 第 1 会議室

出席者 委員：川越・周防原・向原・内村・黒島・岩永・尾崎・猩々
総務課長・企画政策課長・財政課長・地域総務課長・福祉課長・教委総務課長

事務局 西・川原・高橋

▶▶▶ 会 次 第 ▶▶▶

- 1 開会
- 2 会長あいさつ（内村委員）
- 3 議事(事務局説明)
 - (1) 伊佐市行政改革大綱【後期】修正（案）について
 - (2) 伊佐市集中改革プラン比較表について
 - (3) 伊佐市集中改革プランの実施項目一覧について
- 4 その他
 - 今後のスケジュールについて

▶▶▶ 協 議 ▶▶▶

事務局から議事(1)～(3)について

- 【委員】 資料No.3の前期プランのNo.38・No.41について、前回は基本方針-3(1)適正な定員管理・(2)給与等の適正化という項目に入っていましたが、今回見直しをされて、基本方針-2(1)財政の健全化のところに移動しているようですが、私は適正な場所に移動されたと思っております。前回の場所がおかしかったなということで、事務局の方で動かしていただき良かったと思います。非常に適切だと思います。
- 【委員】 全体的によくまとめられていると思います。あとは、大綱に伴う集中改革プランの中身について、具体的にどういう項目を並べていくかだと思います。ついでに、今日配付された資料の中に8月5日付けの市長からの行政改革大綱の諮問についてというのが入っていましたが、これ今日配付ですか？前回の第9回の8月の会の時に配付ではなくて？この会議がどういう結末なのかよく分からなかったのですが、諮問ですよ？ということ、答申書を作らなければならないということで良いんですよ？
- 【事務局】 申し訳ございません。冒頭説明すれば良かったのですが、第9回の委員会において大綱の修正について諮問をするという位置づけでございましたが、当日の資料に添付するのを失念しておりましたので、本日改めて諮問をさせていただくということになります。

内容につきましては、資料1の大綱を皆様にお認めいただき、それに対してこれまでくださった意見をまとめまして、答申という形で答申書を作るということを予定しております。

【委員】そういうことですね。それなら分かりました。この委員会の立場がよく分かりました。

(会長が質問はないですか?と問いかけるが、特にない。)

【事務局】次に4その他(1)今後のスケジュールについて説明いたします。

まず、先ほど尾崎委員からもございましたが、行革大綱資料1と資料3の集中改革プランの実施項目の前期と後期を比較した表であります。今日行革大綱の後期の中身についてお認めいただいたということで、今後私どもは、集中改革プラン資料3の右側の実施項目の具体的検討を行ってまいります。最終的な集中改革プランの【後期】ができるということを御理解いただきたいと思います。

それを踏まえまして、今後のスケジュールを申し上げます。今後第11回行革推進委員会を11月に開催したいと思っています。これについては、事務局で答申(案)を作成し、皆様に答申(案)の確認及び承認をしていただく予定でございます。その次に【答申書の提出】となり、会長から市長の方で答申書をお渡ししていただきます。11月中旬に第12回行政改革推進本部会議、これは庁内会議になりますが、この会の中で集中改革プランの本格的な作業へと入っていきます。その後、本日お認めいただいた行革大綱につきましてパブリックコメントを行う予定であります。これは、広く市民の方にこの大綱を開示しまして、意見公募を行う予定です。現在のところ、12月中を予定しております。その後、パブリックコメントの意見等を受けて、再度修正等がありましたら事務局で修正を行います。これとあわせまして、集中改革プランの作業につきましては、同時進行でございます。その結果を第13回行革推進本部会議で諮り、その結果を第12回行革推進委員会を開催しまして、最終的に皆様に行革大綱及び集中改革プランを御報告する予定でございます。

【委員】答申書(案)を作る時は、関連資料の目次を付けて分かりやすくして欲しいと思います。

【事務局】分かりました。そのようにいたします。

(特に意見もないので会議終了)

【企画政策課長】本日は、ありがとうございました。

▶▶▶▶ 閉 会 ▶▶▶▶

【会議録】

平成 26 年 第 4 回 伊佐市行政改革推委員会（第 11 回）

開催日時 平成 26 年 11 月 19 日（水）13 時 30 分～15 時 10 分

開催場所 大口庁舎 本館 2 階 第 1 会議室

出席者 委員：川越・周防原・黒島・岩永・尾崎・狸々・米倉

総務課長・企画政策課長・財政課長・教委総務課長・地域総務課長・農政課長

事務局 西・川原・高橋

▶▶▶▶ 会 次 第 ▶▶▶▶

1 開会

2 会長あいさつ（会長欠席のため副会長の尾崎委員）

3 議事(事務局説明)

(1) 伊佐市行政改革大綱【後期】修正（案）についての答申書（案）の作成について

(2) その他の意見について

4 その他

(1) パブリックコメントについて

(2) 今後のスケジュールについて

▶▶▶▶ 協 議 ▶▶▶▶

事務局から議事(1)・(2)について

【委員】 1 頁の「答申にあたって」の中の「住みよさランキング 2014」とありますが、この診断基準というのは、どういう基準のものなのでしょうか。

【委員】 この文書の下の方に注記を入れておいた方が良いかもしれませんね。日付とか入れた方がよろしいですね。

【企画政策課長】 東洋経済新報社の中に「住みよさランキング」というのがありまして、全国の都市のデータを集めて指数にしたものがございます。安心度が病院とか診療所、介護保険の施設、保育園の待機状態、大型小売店の店舗面積、これは利便度として、それと快適度。（参考資料を配付…）富裕度、自由度、それぞれの指数をもって偏差値を出し、その中で順位をつけるというものでございます。

伊佐市は、安心度で全国 6 位ということでございます。住居水準度というのも高くなっております。裏面の方に県内の順位表が出ております。総合評価の中では、325 位ということでございます。鹿児島県内では総合評価が 1 位ということになっており、指数の中で安心度が一番高いということで、これにつきましては、病院であったり施設であったり保育園の数であったり充実していると言えるということでございます。

【委員】 あまり詳しいのは、ここには載せなくても良いと思います。東洋経済新報社が出し

たのはいつ頃なのでしょうか。

【事務局】 今年の7月16日発行でございます。

(パソコンの画面にて答申書(案)に追加)

【教委・総務課長】 3段落目の「一定の評価を行うものの」という表現は、「一定の評価を行ったけど」という使い方ですか？評価を行うことではなく、「評価をするけれども…」っていう意味で良いんですよね？

【委員】 委員会で一定の評価を得たってことですよね。

【事務局】 主語は行政改革推進委員会ですので、「一定の評価を行ったけれども」という意味です。

【事務局】 (パソコンの画面にて答申書(案)を「評価するけれども…」に修正)

【委員】 過去3回の委員会で、大綱以外に実施項目・内容の見直しを行ったと思うのですが、今回の諮問の中では審議されていないということになっています。そこには触れないで良いのでしょうか？

【事務局】 今回の諮問の対象は、行革大綱の見直しです。

【委員】 でも皆さんに集まっていたいて、事務局の中の議事録にも、後期はこうしようという議論をしましたよね。そういう意味では、その文章をここに入れておいた方が良いと思いますが。

【事務局】 おっしゃる通り、大綱と実施項目はリンクしておりますので、どちらかに表現させていただきます。

【委員】 委員会で言ったことは、全て書いておいた方が良いと思います。

ついでに小さい事ですみません、その2行上の「平成27年度からの【後期】(案)」といきなりきているので、【後期】の前に「大綱」ぐらいを入れた方が良いと思います。

【事務局】 そうですね。分かりました。(パソコンの画面にて答申書(案)を修正)

【委員】 P3の「(3) 地域協働の推進」のところで、後ろに参考データが付いています。P9頁に参考データが付いています。どのデータを参考したのかが分かるように、記入した方が良いのではないのでしょうか。同じ要領でP3の「(1) 財政の健全化」と「イ 物件費及び人件費の削減」と「(2) 公共施設の統廃合と有効活用」のところにも参考データが付いていますので、記入していただきたいです。

【事務局】 (パソコンの画面にて答申書(案)を修正)

【委員】 P3の「イ 物件費及び人件費の削減」のところなんですが、人口減少の事を追加していただきたい。人口減少により市民サービスが低下しないようにという一文を入れて欲しい。

【事務局】 (パソコンの画面にて答申書(案)を修正)

【委員】 P7の「3 開催状況」のところですが、各委員会が行われた際、資料の配付があったと思うのですが、その旨を「各委員会で引用した資料はこれこれです」という風に記入してはどうでしょうか。

【事務局】 (パソコンの画面にて答申書(案)を修正)

【委員】 これで、どんな資料を配付したのかが分かると思います。

次にP8の「4 引用資料」の(2)第9回 伊佐市行政改革推進委員会のところですが、全部で「ア」から「カ」までの資料が配付されたことになっていますが、「カ」のところは正式な名称に修正してください。

あと、「カ」の次に「キ」を追加。私の記憶では、あと1枚資料が配付されたはずですが、前期実施項目を評価した資料が配付されていたと思いますので、それも付け加えてください。

【事務局】 承知しました。ありがとうございます。(パソコンの画面にて答申書(案)を修正)

【委員】 それからP9の「(4) 参考データ」のところ、出典をぜひ記入していただきたい。

もうひとつ分からないことがあります。今「ア」から「ク」までありますが、出典は全部バラバラですか？それとも、財政報告とかの中から抜粋ですか？もしバラバラなら、全てに出典を書かざるを得ないですね。と言いますのは、本会議とかで議論する時に、市長さん方が気になる数字はどこからか来ているのかわかるように、出典を書いておいた方が良いと思います。

あと気になるのが、引用したのか・抜粋したのか？企画政策課の方で加工したとか引用したとかしておかないと、「財政の方でこんな資料は作った覚えがない」ということになりかねませんので。趣旨はそういうことです。修正をお願いします。

それからP10～P11の具体的な参考データで、この中で気になるのがデータの順番が本文の順番通りに並んでないように思います。ですので、本文と同じ序列に並べた方が見やすいと思います。

例えば、「キ 市における既認証法人数」は、「キ」となっていますが、これは最初にくるべきで「ア」の方に並び替えを行った方が良いのではないかと思います。次に「オ ふるさと納税」については、2番目「イ」に来るべきだと思います。本文を読みながら序列が逆になっていたりすると、非常に理解しにくいと思いますので、データの並び替えを行っていただきたい。

順番からいくと、次が「ウ 物件費」で「エ 定員計画と人件費の推移」、次が「オ 経常収支比率の状況」ですよね。その次が「カ 歳入・歳出決算額」、の次が「キ 主要な一般財源の状況」、最後が「ク 公共施設の状況」です。

【事務局】 「主な性質別経費の状況」は、そのまま残しておくのですか？

【委員】 そこなんです、この表で使った数字は物件費だけなんです。だから、物件費だけ「ウ 物件費」と切り取ってください。それで、この表で何が言いたいのか？が曖昧では？「主な性質別経費の状況」とありますが、「主な性質別の比較」と修正し、広報紙で決算報告を分かりやすく経費の部分に掲載してありますので、「義務的経費」・「投資的経費」・「その他の経費」を見習い作りなおしてほしい。各経費の比率が分かりやすく、大きな比率の項目が何かかわかれば十分なのではないかと思います。その時には、平成25年度のデータだけで良いと思います。

広報紙データでは、義務的経費がだいたい50%、その他の経費が36%、建設工事費が14%。その中で人件費が何%とか公債費が何%とか、物件費を見ると全体の36%の中の20%しか占めないとか、そういうのも行革の中では議論になっていますので、どこまで減らせるのか・効果があるのか生かしていただけたらと思います。後で修正をお願いします。

それから同じ項目で質問ですが、P10の「ウ 歳入・歳出決算額」とあり、その次に「エ 主要一般財源の状況」とあります。不思議だったのが、歳入総額と一般財源の合計を差が6億円ほどあるのですが、主要とありますが主要でないものは書いてないのだと思います。その他に何かあるのであれば、「その他経費」と書いておかなければいけないんじゃないでしょうか。

「エ」のところの一番下の合計と「ウ」の歳入総額が同じでないのに違和感を感じますが？

【財政課長】 これは、主要な一般財源と絞って書いてあるので、差は国・県支出金が入っています。

【委員】 それなら、下の方に注釈を書きおけば良いですね。「合計額と歳入総額との差異は」と書いて数字を合わせておけば良いんじゃないでしょうか。そうしないと、行革のキーワードの中で「財源不足」とよく使いますので誤解を生みそうです。そこに何か1行入れて、上と下の数字を合わせてしまえば良くないでしょうか。

【財政課長】 タイトルが「主要な一般財源」となっていますが、一般財源の中に頭が「主要」となっているが、実際には入っていないものもありますので、1行作って「その他の」とした方が良いでしょう。

【委員】 そこに数字を入れて、歳入総額と合わせるということですね？

【財政課長】 いいえ。主要じゃない一般財源があるので、合わないということです。

【委員】 そうすると「主要な」というのは、必要ないのではないのでしょうか。

【事務局】 それなら、歳入の内訳を全部入れてした方が良くないのでしょうか。本当なら、一般財源の意味も少し書いておいた方が良いでしょう。

【委員】 行革推進委員は、数字の差異が出てくると何で？となるのです。これは、住民サイドから見た場合も同じだと思います。一般財源についても、注釈を入れていただけたらと思います。

それから「合併特例の上乗せ分」というのがありますが、このデータのどこを見たら分かるのでしょうか？地方交付税・地方譲与税といろいろあるのですが、関連して15頁の会議録 第9回の行革委員会の中で財政課長がお答えいただいた部分に、合併時に本来減額されるのが約4億円程度とあるのですが、5年間で段階的に減らされて約6億円とありますが、どちらでしょうか？この4億円がこの表の中に含まれているか・否かということです。

【財政課長】 第9回では、4億円と記載されていますが、6億円に訂正をさせていただきたいと思っています。「合併特例」を「合併算定替」と修正させてください。6億円が減るとということ

で、普通交付税の中に入っているということです。左側の下「合併特例」を「合併算定替」に修正してください。6億円が普通交付税の中に入っているということです。

【委員】 それなら分かりました。

もうひとつあるのですが、目次には【会議録】と書いてあるのですが、番号をふらないで良いですか？若しくは、各会議録の頁の上に見出しを出しておいた方が良いのではないかと思います。P14・P21・P23の一番上に【会議録】と記載すれば良いと思います。

【委員】 P14の修正をお願いしたいのですが、「人間」を「職員」に修正するのと、「払わない」との「わ」が抜けています。あと、一番下の「私たち」っていうのを消して「誰かに相談できると良いのですか」と替えていただけたらと思います。

あとP15の市営住宅が「私」になっていますので、修正をお願いします。

【総務課長】 P18のところは、「電子入札」は財政課長が言ったと思うのですが、「人事評価」は総務課長が言ったと思います。

【事務局】 確認して変更いたします。

【委員】 長文の部分は、段落を変えた方が見やすいと思います。

【財政課長】 P10の経常収支比率のところですが、下の方に県の平均でも載せたら比較ができるのではないかと思います。全ての市町村ではなくて、県下19市で良いのではないかと思います。

【事務局】 本日の修正版については、再度郵送させていただきます。

【委員】 資料2については、答申書には載せないということですが、この書類はどういう扱いになるのでしょうか。「その他の意見」という部分については。

【事務局】 本部会議の中で、委員会から出た意見という形で今後プランを作る上での意見として出ましたというふうにお伝えします。

【委員】 答申書に載せないというのがよく分からないのですが、答申書に入れたら良いのではないのでしょうか。

【事務局】 少子高齢化等のキーワードについては、大綱に入れられないのでプランを作る上で入れられる部分については入れますという意味です。下の意見のところ、職員の資質向上の部分については、お配りしてある(2)人材育成と職員の意識改革の部分で触れてあります。「その他の意見」としてはふれていませんけど、職員の資質向上については、人材育成のところを書いてあります。大綱の中には、「その他の意見」としては載せませんという意味です。

【委員】 この「その他の意見」は、答申書には載せませんよと言われても、この1頁は一番行方不明になりやすいですよ。何の別紙だったのかと。…それなら、「その他の意見」として、最後のところに入れたら良いのではないですか？

【事務局】 職員の資質向上については、人材育成のところに入っていますのでそこで対応して、キーワードを盛り込む部分については、第3章の4の下に「5 その他の意見」とし

て集中改革プランに盛り込むこととして、記載したらどうかと思います。そうすると、大綱の項目から少しハズレてくるような気もしますが…。

【委員】内容的には、きちんと討議してあるのですから、その扱いを委員会ではどう扱うんでかっというのを記載しておかなければ。

【事務局】第2章は、大綱の事について書いてあるので、第3章で「5 その他の意見」とさせていただけたら、大綱とプランとの整理がつくのかなと思います。

【委員】それでは、「その他の意見」については、第3章の「5」に追記をお願いします。

答申書の修正版については、事務局の方で再度配付をお願いします。

4 その他について

【事務局】まず、パブリックコメントについてですが、12月1日号の広報紙に掲載される予定です。閲覧期間については、12/1から12/31までの閉庁日を除く期間となります。閲覧場所については、企画政策課・地域総務課・大口元気こころ館・まごし館・市のホームページで行います。応募資格については、市内に在住又は通勤、通学している人、市内に事業所を有する個人又は法人としています。

今後のスケジュールについては、前回の委員会でも説明いたしましたが、第12回の行革本部会議を11/21に行い、12/1から12/31までのパブリックコメントを行い、パブリックコメントを受けての修正をするため第13回の行革本部会議を1月中に行います。集中改革プランと大綱の最終的なものを第12回の行革推進委員会で皆様に御報告する予定でございます。第12回の行革推進委員会は、今のところ2月に行う予定です。本答申書は修正の上、11/20付で提出いたします。

(特に意見もないので会議終了)

【企画政策課長】本日は、ありがとうございました。

▶▶▶ 閉 会 ▶▶▶